

議第423号

東京都市計画道路の変更

(幹線街路環状第6号線)

(東京都決定)

東京都市計画道路の変更（東京都決定）

東京都市計画道路中、幹線街路環状第6号線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	環6	環状第6号線	品川区東品川二丁目	板橋区氷川町	目黒区中目黒四丁目 中野区本町二丁目 新宿区中落合三丁目	約 19,990m	地表式	4車線	40m	京浜急行電鉄本線と立体交差 東日本旅客鉄道東海道本線と立体交差 東海旅客鉄道東海道新幹線、東日本旅客鉄道横須賀線と立体交差 東日本旅客鉄道山手線と立体交差 2箇所 東急電鉄池上線と立体交差 東急電鉄目黒線と立体交差 東急電鉄東横線、東京地下鉄日比谷線と立体交差 小田急電鉄小田原線と立体交差 東日本旅客鉄道総武線、中央本線と立体交差 西武鉄道新宿線と立体交差 西武鉄道池袋線と立体交差 東武鉄道東上線と立体交差 自動車専用道と立体交差8箇所 幹線街路放射第3号線と立体交差 幹線街路補助線街路第5号線と立体交差 幹線街路補助線街路第49号線と立体交差 幹線街路放射第4号線と立体交差	

									幹線街路放射第5号線と立体交差 幹線街路補助線街路第25号線と立体交差 幹線街路補助線街路第60号線と立体交差 幹線街路放射第7号線と立体交差 幹線街路放射第8号線と立体交差 幹線街路と平面交差32箇所	
車線の数の内訳	4車線			約17,720m						
	6車線			約2,270m						
その他										
支線1	目黒区 大橋 一丁目	目黒区 大橋 一丁目		約170m	地表式	4車線	22m	幹線街路と平面交差1箇所		
支線2	目黒区 青葉台 四丁目	目黒区 青葉台 四丁目		約70m	地表式	1車線	8m	幹線街路と平面交差1箇所		
支線3	目黒区 大橋 二丁目	目黒区 大橋 二丁目		約80m	地表式	2車線	10m	幹線街路と平面交差1箇所		

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由：必要な都市計画道路幅員や機能が確保されていることが確認されたため変更する。

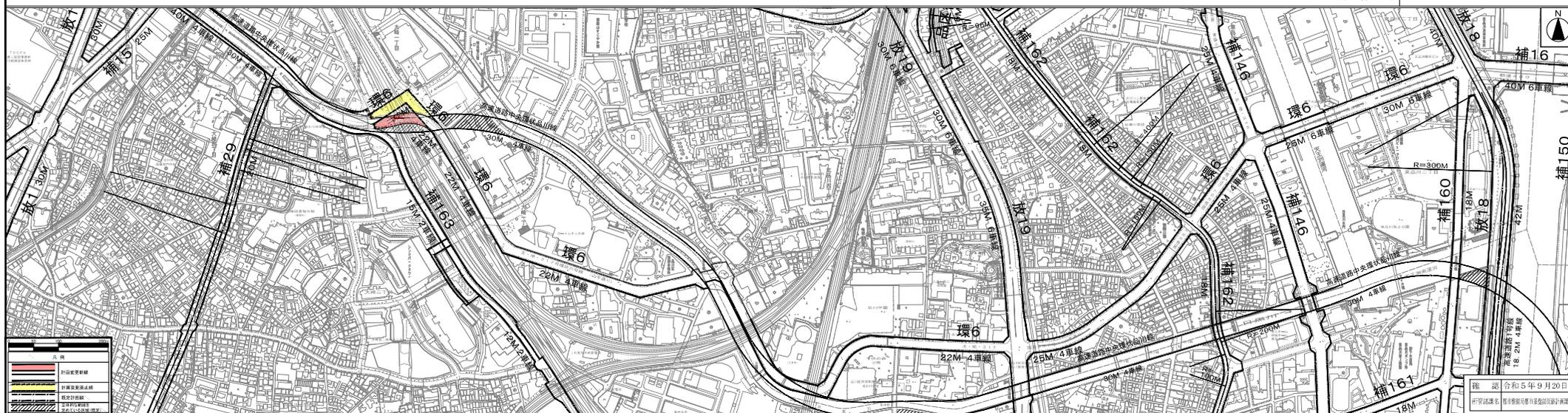
変更概要

名 称	変 更 事 項
環状第 6 号線	<p>1 延長の変更 約 20,050 m→約 19,990m</p> <p>2 一部線形の変更 品川区大崎一丁目～品川区大崎三丁目（中心線の振れ 最大約 43m）</p> <p>3 車線の数の決定 4 車線（一部、6 車線）</p> <p>4 車線（支線 1、目黒区大橋一丁目地内）</p> <p>1 車線（支線 2、目黒区青葉台四丁目地内）</p> <p>2 車線（支線 3、目黒区大橋二丁目地内）</p>

東京都計画道路幹線街路環状第6号線 計画図1/6

〔東京都決定〕

縮尺 二千五百分の一

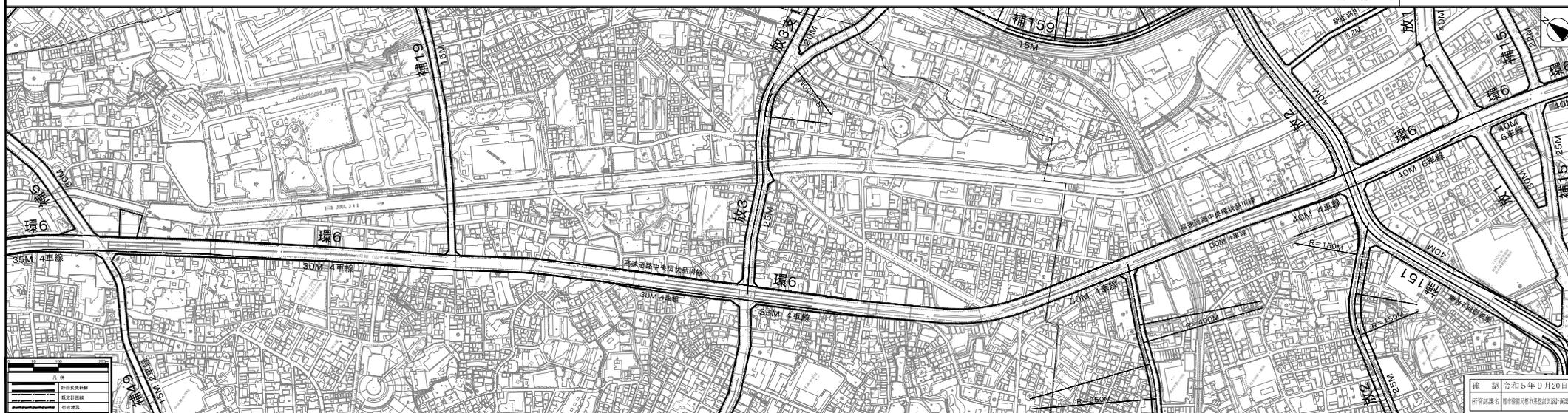


この地図は、国土地理院長の承認(平29国開公第144号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(5都市基交第330号)して作成したものです。無断複製を禁じます。
 (承認番号)5都市基交第27号、令和5年4月25日
 この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

東京都市計画道路幹線街路環状第6号線 計画図2/6

〔東京都決定〕

縮尺 二千五百分の一



この地図は、国土地理院長の承認(平29国開公第144号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(5都市基交第330号)して作成したものです。無断複製を禁じます。
 (承認番号)5都市基交第27号、令和5年4月25日
 この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

東京都計画道路幹線街路環状第6号線 計画図3/6

縮尺 二千五百分の一
〔東京都決定〕



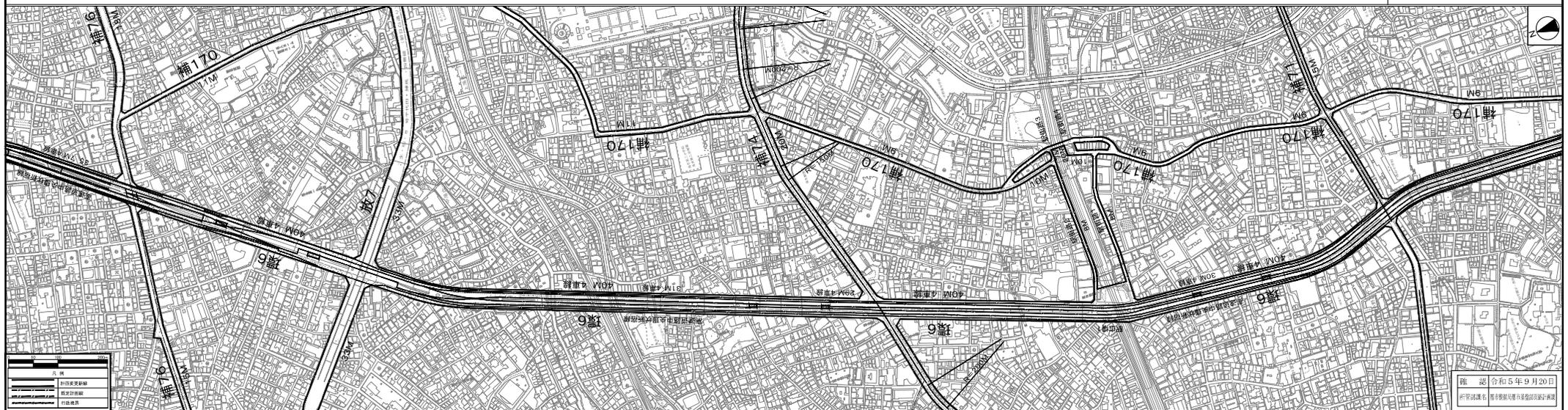
この地図は、国土地理院長の承認(平29国開公第144号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(5都市基交第330号)して作成したものです。無断複製を禁じます。
(承認番号)5都市基交第27号、令和5年4月25日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

東京都計画道路幹線街路環状第6号線 計画図4/6

縮尺 二千五百分の一
〔東京都決定〕

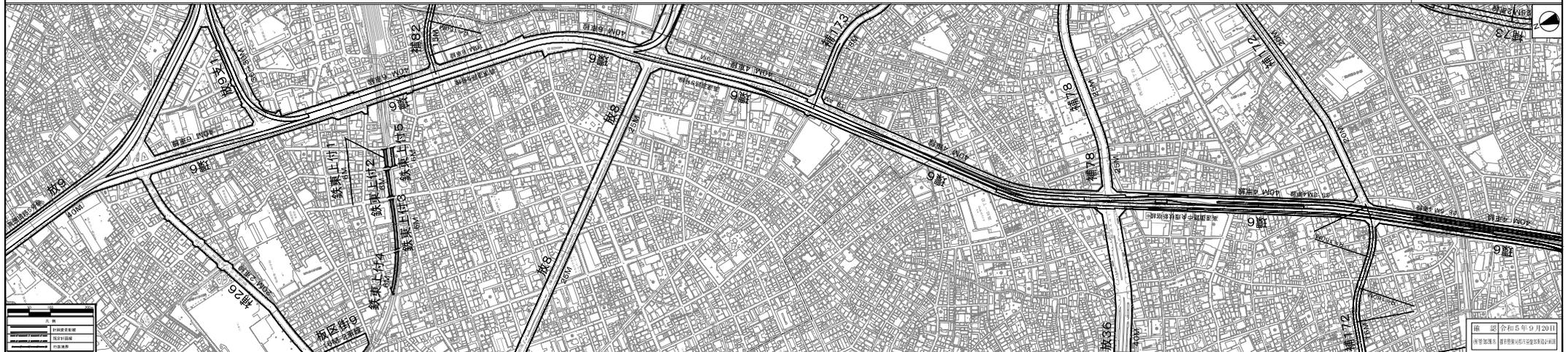


この地図は、国土地理院長の承認(平29国開公第144号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(5都市基交第330号)して作成したものです。無断複製を禁じます。
(承認番号)5都市基術部第27号、令和5年4月25日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。



この地図は、国土地理院長の承認(平29回開公第144号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(5都市基交第330号)して作成したものです。無断複製を禁じます。
(承認番号)5 都庁基交部第27号、令和5年4月25日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

確 認 令 和 5 年 9 月 20 日
庁 官 認 許 番 号 都 庁 基 交 部 第 27 号



この地図は、国土利用法に基き承認(国土利用法第44条)を得て作成した東京都地図図(9:12,600)を使用(東京都高次第30号)して作成したものです。無断複製を禁じます。
【複製資料】は複製料を徴収せず。令和5年4月15日現在。
この図面は平成29年に実施した航空写真をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合があります。